

番 号 : 160070

国 名 : モーリタニア

担当部署 : 社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ第一チーム

案件名 : ヌアクシヨット市都市開発マスタープラン策定プロジェクト詳細計画策定調査 (環境社会配慮)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 環境社会配慮
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年4月中旬から2016年6月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.30 M/M、現地 0.57 M/M、合計 0.87M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 3日 現地業務期間 17日 整理期間 3日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 3月30日 (12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約 (単独型) 公示案件 (再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出 本 格 導 入 に つ い て 」 ([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等 :
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	環境社会配慮に係る各種調査
対象国/類似地域	モーリタニア/アフリカ
語学の種類	英語またはフランス語 (語学は認定書 (写) を添付してください)

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の携行を強く推奨します。（提示は必須ではありませんが、求められる場合があるため）

## 6. 業務の背景

モーリタニアは世界で最も貧しい国の1つ（貧困率：42.0%、人間開発指数：187か国中161位（2013年））であり、2014年6月に再選されたアブデル・アシズ大統領の下、開発戦略計画に沿って貧困削減及び民間投資促進に積極的に取り組んでいる。

水産資源の他、鉄鉱石をはじめとする鉱物・エネルギー資源にも恵まれる一方、干ばつや食糧不足等の影響で地方部の貧困が深刻になっている。そのため、生活環境の厳しいモーリタニア内陸部から首都であるヌアクショット市への人口流入が急速に進み、未計画居住区やスラムの形成に繋がっている。モーリタニア統計局によると、1957年当時2,000人であった同市の人口は2000年には558,195人に、2013年では958,399人にまでに拡大した（平均人口増加率は4.61%）。

このような急激な人口増加によるスプロール化を抑制し、市街地の高密度化を図るため、住宅・都市・国土開発省（MHUAT：Ministère de l'Habitat, de l'Urbanisme et de l'Aménagement du Territoire）都市開発局（DU：Direction de l'Urbanisme）は2010年を目標に、Schéma Directeur d'Aménagement Urbain（都市管理の方針：SDAU）を2003年に策定した（世界銀行資金）。しかしながら、想定を超える人口増加及び関係機関の理解不足により、同SDAUは十分に活用されていない。また、ヌアクショット市を構成する各コミューン（自治体）の開発計画にあたるPlan Local d'Urbanisme（PLU）も策定されておらず、その下位の区画計画にあたるPlan d'Aménagement de Détail（PAD）のみが単独で策定されており、上位から下位までの一貫した都市計画、管理ができていない。

上記背景を踏まえ、モーリタニア政府はヌアクショット市を対象とした「都市開発マスタープラン策定プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）の支援を我が国に要請した。しかしながら、ヌアクショット市の現状、優先セクター、先方が求める都市開発マスタープランの内容、関係機関等の詳細が不明のため、JICAは「ヌアクショット都市圏開発セクター情報収集・確認調査」を実施した。その結果、以下の点が明らかとなった。

- ① 拡大された行政区域（約386km<sup>2</sup>から約1,000km<sup>2</sup>）の開発方針の不在
- ② 新たな行政区域も含めた開発、土地利用を適切に誘導するための計画の必要性
- ③ ヌアクショット市の開発ビジョン、方針を実現するための各コミューンによるPLUの策定、関係機関間の調整メカニズムの必要性

これら課題に対応するため、今般、「都市開発マスタープラン策定プロジェクト」の実施に向け、詳細計画策定調査を実施するものである。本詳細計画策定調査においては、モーリタニア側実施機関（C/P）であるDUとの協議、関連情報の収集、分析を通じ、本格調査のニーズ、成果を確認し、協力に向けた計画を策定する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）」の内容を十分に把握の上、モーリタニアの環境社会配慮に関連する資料、情報を収集、分析する。担当分野に係る関係機関を整理し、都市計画/都市交通団員及びJICA職員と協力の上、モーリタニア側関係機関との協議及び現地調査等を行う。さらに、本業務従事者は都市計画/都市交通団員が行う取りまとめ作業に協力する。

なお、環境社会配慮に係るスクリーニングの結果、カテゴリCと評価される場合は、スコアピニングを実施する必要はない。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### 【環境社会配慮】

- (1) 国内準備期間（2016年4月中旬）

- ① 情報収集・確認調査報告書、都市計画法、ヌアクシヨット市のSDAU（2003年作成）、各コミュニケーションの開発計画（PLU）等）及び環境社会配慮に係る法、制度、関連組織体制等の担当分野に係る関連既存資料・情報を収集、分析する。
- ② 担当分野に係る我が国及びモーリタニア政府、世界銀行、AfDB、他国援助機関等の協力状況・成果の整理、分析を行う。
- ③ 上記①～②を踏まえ、詳細計画策定調査に対する調査計画・方針案を検討する。
- ④ 上記③を踏まえ、モーリタニア側関係機関に対する質問票（案）（英文）を作成し、現地調査の前にJICA社会基盤・平和構築部へ提出する。
- ⑤ モーリタニア側関係機関への担当分野に係る説明資料を作成する。
- ⑥ 担当分野に係る対処方針（案）（和文）の検討、及び詳細計画策定調査報告書（案）の目次構成を検討する。
- ⑦ R/D（案）、M/M（案）の作成に協力する。
- ⑧ 対処方針会議等の事前打合せへ参加し、議事録の作成に協力する。

## （2）現地派遣期間（2016年4月中旬～5月上旬）

- ① 担当分野に係る以下の現状把握及び資料・情報の収集、分析、作成を行う。
  - ア）モーリタニア及びヌアクシヨット市における戦略的環境アセスメント（SEA）、環境影響評価（EIA）、住民移転等に係る法制度、手続き、管理・実施体制（関連部署、人員、能力、予算等）等
  - イ）都市インフラ整備等の都市開発に関連する環境社会配慮の手続きにおける課題
  - ウ）スクリーニングに必要な情報（ベースラインデータ）
  - エ）カテゴリ分類に基づく予備的なスコーピング（案）
  - オ）ヌアクシヨット市の環境問題及び今後の都市開発によって生じる可能性のある環境問題課題及び留意事項
- ② 上記①に係る調査結果を現地派遣期間途中に合流する JICA 団員に対して事前に報告する（メール等）。
- ③ 担当分野に係るローカルコンサルタントに関する情報（技術力、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績等）及び現地再委託を実施する際の調達手法、工期等を収集する。
- ④ SEA の実施手段（ステークホルダーの設定、シナリオの検討方法、プロセス等）及び留意事項について、上記①～③までの調査結果を踏まえ、担当分野における本格調査の内容を検討する。
- ⑤ 各種協議に参加し、面談記録及び R/D（案）、M/M（案）の作成、修正に協力する。
- ⑥ 担当分野に係る調査途中結果を調査中に帰国する JICA 職員に対して報告する。
- ⑦ 参加した会議の議事録、担当分野に係る資料収集リスト及び協議メモの作成を行う。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査の結果を JICA 社会基盤・平和構築部へ報告する。

## （3）帰国後整理期間（2016年5月上旬～5月下旬）

- ① 担当分野に係る現地で収集した資料、情報を分析し、本格調査への活用について検討を行う。
- ② 帰国報告会、団内打合せに出席、担当分野に係る調査結果を報告し、議事録の作成に協力する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成し、都市計画/都市交通団員の行う取りまとめ作業に協力する。
- ④ 情報公開用の環境社会配慮調査結果（案）（英文）の作成を行う。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- （1）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- （2）情報公開用の環境社会配慮調査結果（英文）

※（1）（2）は電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、東京（羽田/成田）⇒パリ⇒ヌアクショットを標準とします。

### (2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2016年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程/ 執務環境

#### ① 現地業務日程

現地派遣期間は2016年4月19日～5月5日を予定していますが、変更の可能性もあります。

JICAの調査団員は本業務従事者と数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 都市計画/都市交通 (コンサルタント)

エ) 環境社会配慮 (本コンサルタント)

#### ③ 便宜供与内容

JICAセネガル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

あり

エ) 通訳備上

あり (英⇄仏)

オ) 現地日程のアレンジ

モーリタニア政府機関とのアポイント取り付けをJICAが支援します。

カ) 執務スペースの提供

なし

### (2) 参考資料

本件に係る資料は以下の通りで、社会基盤・平和構築部・都市・地域開発グループ第一チーム (Tel: 03-5226-6950) にて配布します。

・「ヌアクショット都市圏開発セクター情報収集・確認調査」収集資料

上記収集資料には以下の資料が含まれ、仏語から英語に翻訳中です (2016年3月中に翻訳完了予定)。詳細計画策定調査前には英語資料を提供できる予定です。

・ヌアクショット市マスタープラン (SDAU) (2003年作成)

・モーリタニア都市計画法

・環境コード一般規定 (2000年)

・環境影響評価に係る政令 (2004年)

- ・環境影響評価の政令（2004年）の修正に係る報告書（2007年）
- ・Atlas de Nouakchott（2011年）
- ・Nouakchott – Our Challenge is our Future（2014年）
- ・Nouakchott, l'avenir pour défi（2014年）

また、JICA図書館のウェブサイト（<http://libopac.jica.go.jp/>）において以下の資料が閲覧可能です。

- ・ヌアクシヨット都市圏開発セクター情報収集・確認調査報告書  
（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000024554.html>）

### （3）その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②安全管理  
現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAセネガル事務所をとおして十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。
- ③JICAセネガル事務所との連絡  
本詳細計画策定調査中はJICAセネガル事務所に立ち寄らないため、調査団はメールアドレスで同事務所と連絡をとることとする。
- ④不正腐敗の防止  
本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。